

	減免対象	減免額	実費負担額 (月額)	必要書類	注意事項	
①	生活保護法による 被保護世帯	育成料 6,000円 間食費 1,000円	0円			
②	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律による支援給付を受け ている者が児童の保護者のいずれかである世帯	育成料 6,000円 間食費 1,000円	0円	<u>減免要件を西東京市の公簿等により 確認できる場合は、証明書等の添付 は不要です。</u>		
③	市民税・都民税 非課税世帯  ※児童育成手当を受給している世帯と それ以外の世帯で減免額が異なります。	児童育成手当受 給世帯の場合	育成料 6,000円 間食費 1,000円	0円	※申請書下部の「同意者」欄に、世帯の20 歳以上の方全員の署名が必要です。	減免申請の結果は、児童育成手当の受給決定 後(7月下旬以降)に通知します。(※)
		上記以外の場合	育成料 6,000円 間食費 0円	間食費のみ 1,000円	※市の公簿等により要件が確認ができ ない場合(他市から転入された方など)は、証明 書の添付が必要となります。詳しくは児童 青少年課にお問い合わせください。	減免申請の結果は、令和4年度市・都民税の課 税決定後(6月中旬以降)に通知します。(※)
④	西東京市就学援助費 受給世帯	育成料 6,000円 間食費 0円	間食費のみ 1,000円		●教育委員会への就学援助費の受給申請とは 別に、児童青少年課への申請が必要です。 自動的に減免にはなりませんので、ご注意くだ さい。  ●減免申請の結果は、就学援助費の受給決定 後(7月中旬以降)に通知します。(※)	
⑤	児童がアレルギー疾患等でおやつ を食せないと認められる場合	育成料 0円 間食費 1,000円	育成料のみ 6,000円	アレルギーであることが分かる医師の診断書など	この要件により学童クラブ間食費の減免を受け た児童には、学童クラブよりおやつが提供されま せんので、ご注意ください。	

(※)減免決定までの間は、育成料等の口座振替が通常どおり行われますのでご了承ください。決定後、過納額が発生する場合は還付または充当をします。